独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農蚕園芸局長通知)の一部改正について

特殊肥料(堆肥及び動物の排せつ物を除く。)の表示については、「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農蚕園芸局長通知)の記の2及び別記様式により、表示事項を定め、生産業者、輸入業者及び販売業者を指導してきたところです。

今般、近年の肥料の輸入情勢に対応するため、輸入された特殊肥料の表示について、 別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、輸入業者への指導方よろしく お願いいたします。

2 1 日付付6 0 農蚕第5 4 号農林水産省農蚕園芸局 (別紙) 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和60年1月 長通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
(略) 1 (略) 2. 特殊肥料の表示について 特殊肥料 (堆肥、及び動物の排せつ物を除く。) について 特殊肥料 (堆肥、及び動物の排せつ物を除く。) について は,従来から,農林水産大臣が指定した特殊肥料の指定名, 正味重量等を表示するよう指導してきたところであるが,今 後は,包装又は容器の在庫状況を勘案して,別記様式による 表示を行うよう生産業者,輸入業者及び販売業者を指導する こととする。 3~5 (略) (別記様式) (別記様式)	(略) 1 (略) 2. 特殊肥料の表示について 特殊肥料 (たい肥、及び動物の排せつ物を除く。) については、従来から、農林水産大臣が指定した特殊肥料の指定名、正味重量等を表示するよう指導してきたところであるが、今後は、包装又は容器の在庫状況を勘案して、別配様式による表示を行うよう生産業者、輸入業者及び販売業者を指導することとする。 3~5 (略) (別記様式) (別記様式)
(ロ) 輪入業者又は輪入された肥料の販売業者が表示する場合 (略) 備 考 1. (イ)の備考は、輸入業者又は輸入された肥料の販売業者 7. (イ)の備考は、輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合について準用する。この場合において、(イ)の備考第3号及び第4号中「生産」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。 2. 「輸入肥料の原産国表示について」(平成元年7月10日付け元農蚕第44422号農蚕園芸局長通知)に基づき表示の下部等に原産国(原産地)を表示している場合にあっては、「届出を受理した都道府県」の欄に複数の都道府県名を併記できる。	(ロ) 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合(略) 備 考 (イ)の備考は,輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合について準用する。この場合において,(イ)の備考第3号及び第4号中「生産」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。

肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について(通知)

(昭和60年 1月21日 60農蚕 第 54号 農蚕園芸局長)

60農蚕第 54号 昭和60年 1月21日

(改正 12生産第2892号 平成13年 4月 5日)

(改正 15消安第6398号 平成16年 2月26日)

(改正 25消安第4497号 平成25年12月24日)

知事·所長 殿

農林水産省農蚕園芸局長

昭和59年12月25日付け農林水産省告示第2478号及び第2479号をもって特殊肥料等の指定及び肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格が改正され、昭和60年1月25日から施行されることとなつたが、これに伴う措置等については下記のとおりとするので、御了知の上よろしく取り計らわれたい。

記

1. 含鉄物について

当該肥料の定義中「鉄分」の量の算出は、三酸化二鉄(Fe203)の全量によることとし、定量方法は、独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法によることとする。

2. 特殊肥料の表示について

特殊肥料(堆肥及び動物の排せつ物を除く。)については、従来から、農林水産大臣が指定した特殊肥料の指定名、正味重量等を表示するよう指導してきたところであるが、今後は、包装又は容器の在庫状況を勘案して、別記様式による表示を行うよう生産業者、輸入業者及び販売業者を指導することとする。

- 3. 次に掲げる通達は廃止する。
- (1) 「肥料取締について」 (昭和28年6月8日付け28農経局第1271号農林経済 局長通達)
- (2) 「耕土培養対策資材について」(昭和35年2月1日付け35農経局第83号農林 経済局長通達)
- (3) 「特殊肥料(耕土培養対策資材)の証票添付について」(昭和35年3月15日付け35農経局第1980号農林経済局長,振興局長通達)
- (4) 「特殊肥料(耕土培養対策資材)の証票添付について」(昭和43年10月4日付 け43農政A第2595号農林省農政局長通達)
- 4. 「肥料の「正味重量」および「保証成分量」に関する肥料取締法と計量法との関連およびその運用について」(昭和42年9月22日付け42農経A第6113号農林省農林経済局長通達)の一部を次のように改正する。

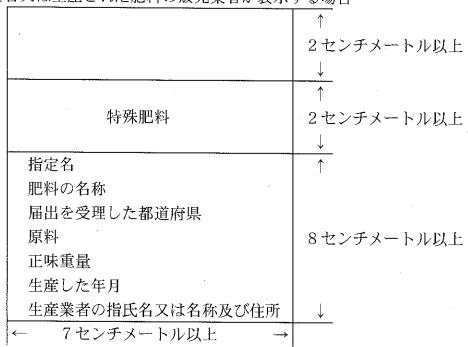
記の2の(ウ)を削る。

5. 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和57年12月2 日付け57農蚕第7608号農蚕園芸局長通達)の一部を次のように改正する。

記の1及び記の2を削り、記の6を記の4とし、記の3から記の5までを2ずつ繰り上げる。

## (別記様式)

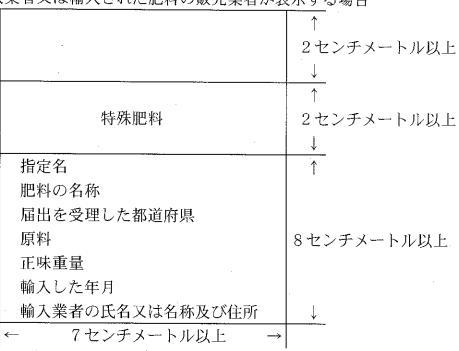
(イ) 生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合



## 備考

- 1. 様式中最上部 2 センチメートルの部分は、容器又は包装の外部に縛り付け又は縫い付ける場合を除き付けなくてもよい。
- 2. 届出受理番号がある場合には、「届出を受理した都道府県」の欄に記載する。
- 3. 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。なお、販売業者が表示する場合であって、生産した年月を知らないときは、「生産した年月」の欄を「添付した年月」とし、添付した年月を記載する。
- 4. 販売業者の氏名又は名称及び住所を記載する場合には、「生産業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下に「販売業者の氏名又は名称及び住所」の文字を付して記載する。
- 5 昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料の指定)の1の(イ)又は(ロ)に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に「牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである」旨を記載すること。

(ロ) 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合



## 備考

- 1. (イ)の備考は、輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合について 準用する。この場合において、(イ)の備考第3号及び第4号中「生産」とあるのは 「輸入」と読み替えるものとする。
- 2. 「輸入肥料の原産国表示について」(平成元年7月10日付け元農蚕第4422号 農蚕園芸局長通知)に基づき表示の下部等に原産国(原産地)を表示している場合に あっては、「届出を受理した都道府県」の欄に複数の都道府県名を併記できる。